

# 平成29年度公立学校教職員の人事行政状況調査について(概要)

平成30年12月25日(火)

## 1. 調査目的

教職員の人事管理に資するため、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教職員の人事行政の状況について、調査を実施しているもの。

## 2. 調査対象及び調査対象期間

47都道府県及び20指定都市の計67教育委員会を対象。平成29年度の状況を中心に調査。

## 3. 調査項目

- (1) 精神疾患による病気休職者等数
- (2) 教育職員の懲戒処分等(交通違反・交通事故、体罰、わいせつ行為等)
- (3) 指導が不適切な教員の認定及び措置等、条件付採用
- (4) 人事評価
- (5) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭の登用状況
- (6) 教員出身でない者の校長等の任用状況
- (7) 教職員の再任用状況
- (8) 教育職員の育児休業及び介護休暇等の取得状況

## 4. 平成29年度の主な特徴

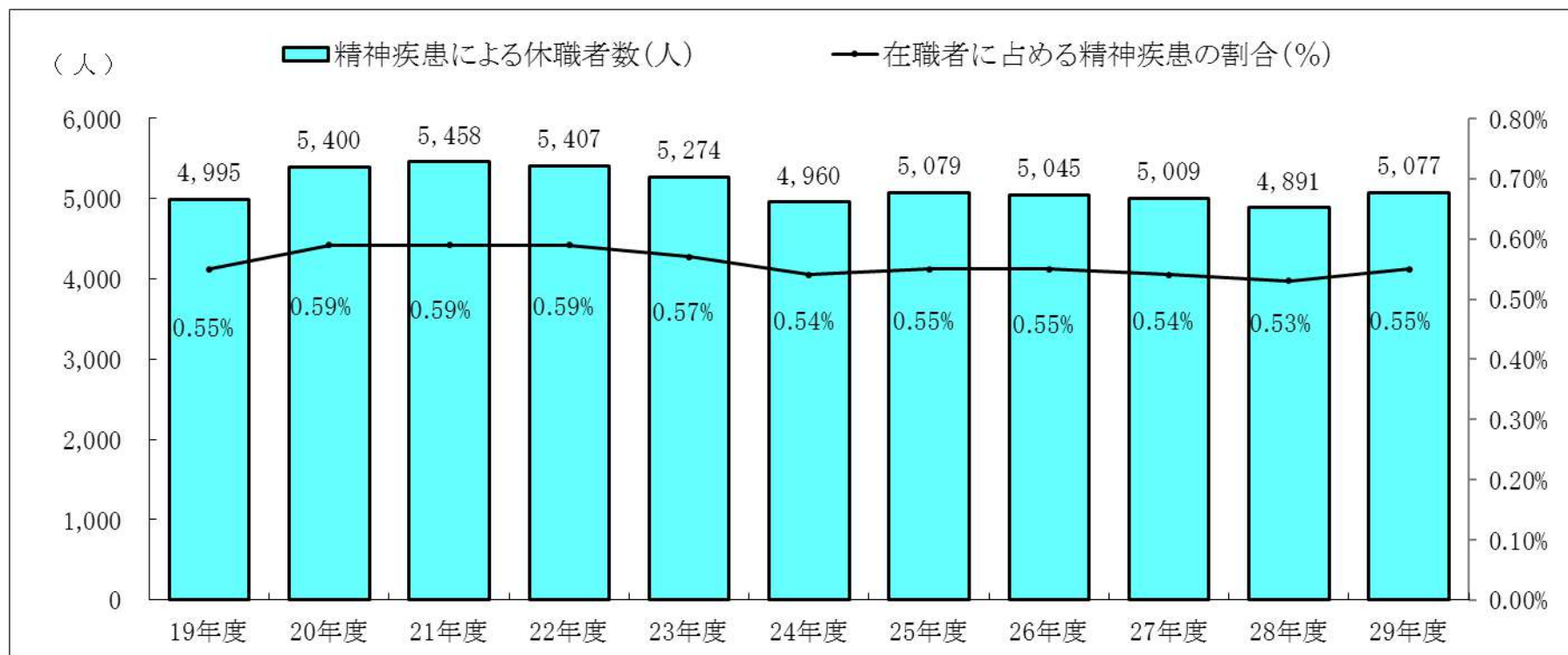
- ・精神疾患による病気休職者数は、5,077人(0.55%)で、昨年度(4,891人(0.53%))から増加。(別紙1)
- ・わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者は、210人(0.02%)で、昨年度(226人(0.02%))から減少。(別紙2)
- ・体罰により懲戒処分等を受けた者は、585人(0.06%)で、昨年度(653人(0.07%))から減少。(別紙2)
- ・女性の管理職(校長、副校長及び教頭)は、12,170人(17.5%)で、昨年度(11,618人(16.7%))から増加。(別紙3)
- ・育児休業の取得割合は男性2.1%、女性96.7%で昨年度(男性1.9%、女性96.6%)から増加。(別紙4)

## 教育職員の精神疾患による病気休職者数(平成29年度)

○教育職員(※)の精神疾患による病気休職者数は、5,077人(全教育職員数の0.55%)であり、平成19年度以降、5,000人前後で推移しており、平成28年度(4,891人)から増加。

(※)公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員(総計920,760人(平成29年5月1日現在))

※教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移(平成19年度～平成29年度)



## 教育職員の懲戒処分等の状況(平成29年度)

○懲戒処分又は訓告等(以下「懲戒処分等」という。)を受けた教育職員は、5,109人(0.55%)で、平成28年度(8,037人(0.87%))から2,928名減少。

- ・わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者は、210人(0.02%)で、平成28年度(226人)から減少。
- ・体罰により懲戒処分等を受けた者は、585人(0.06% 懲戒処分121人、訓告等464人)で、平成28年度(653人(0.07% 懲戒処分161人、訓告等492人))から減少。

※( )内は教育職員数に対する割合

(単位:人)

| 区分               | 年度 | 懲戒処分 |     |     |     |     | 訓告等   | 総計    |
|------------------|----|------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
|                  |    | 免職   | 停職  | 減給  | 戒告  | 合計  |       |       |
| 交通違反・<br>交通事故    | 29 | 28   | 29  | 57  | 103 | 217 | 2,746 | 2,963 |
|                  | 28 | 32   | 48  | 55  | 131 | 266 | 2,739 | 3,005 |
| 体罰               | 29 | 0    | 14  | 62  | 45  | 121 | 464   | 585   |
|                  | 28 | 1    | 17  | 73  | 70  | 161 | 492   | 653   |
| わいせつ行為           | 29 | 120  | 57  | 9   | 1   | 187 | 23    | 210   |
|                  | 28 | 129  | 50  | 15  | 3   | 197 | 29    | 226   |
| 個人情報の不<br>適切な取扱い | 29 | 0    | 5   | 9   | 15  | 29  | 297   | 326   |
|                  | 28 | 0    | 0   | 6   | 17  | 23  | 325   | 348   |
| その他              | 29 | 45   | 75  | 62  | 41  | 223 | 802   | 1,025 |
|                  | 28 | 47   | 79  | 61  | 88  | 275 | 3,530 | 3,805 |
| 合計               | 29 | 193  | 180 | 199 | 205 | 777 | 4,332 | 5,109 |
|                  | 28 | 209  | 194 | 210 | 309 | 922 | 7,115 | 8,037 |

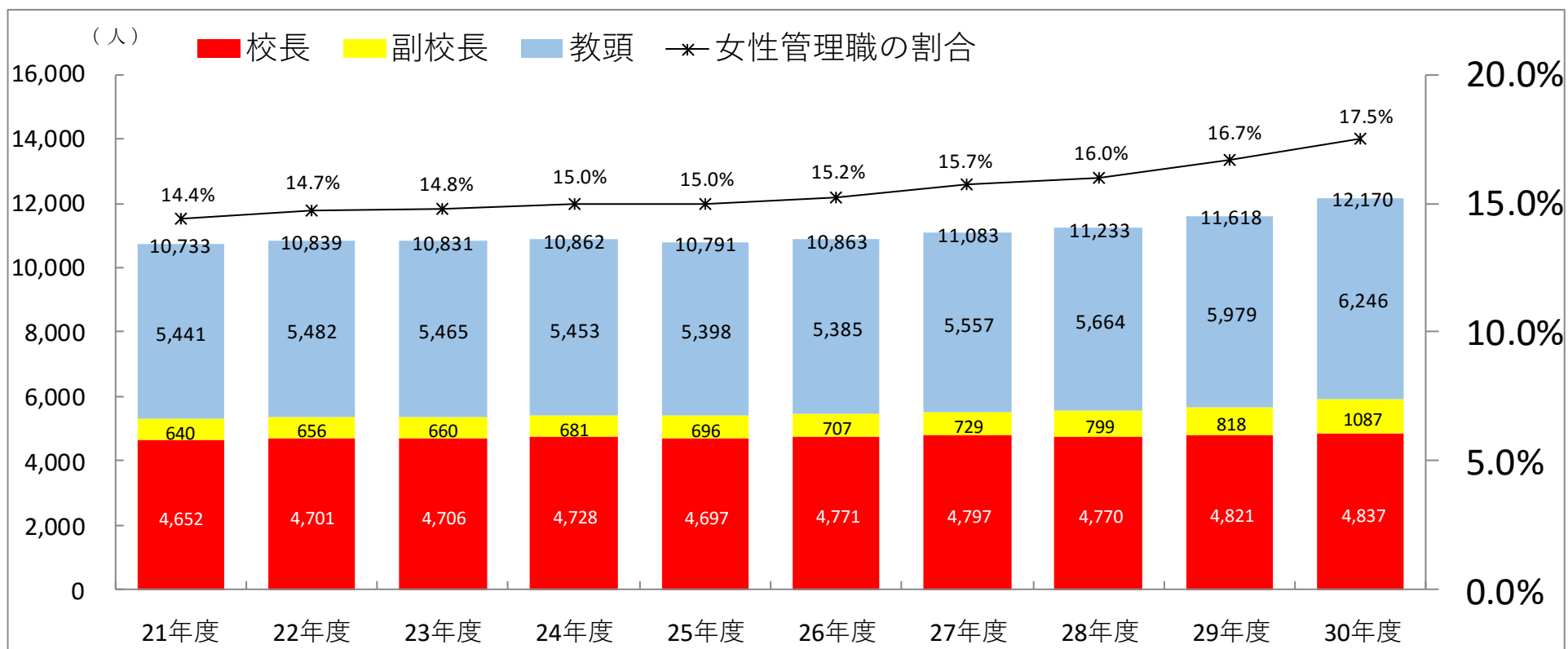
※数値に変更があったため、令和2年11月30日更新(下線部)

## 女性管理職(校長、副校長及び教頭)の割合 (平成30年4月1日現在)

○女性の管理職(校長、副校長及び教頭)は12,170人で、平成29年4月1日現在から552人増加。

○女性管理職の割合は17.5%で、過去最高を更新(これまでの最高は平成29年4月1日現在の16.7%)。

### 職種別の女性管理職の人数と割合(平成21年度～平成30年度)



## 教育職員の育児休業等及び介護休暇の取得状況(平成29年度)

### ○育児休業等

① 育児休業の取得割合は、男性が2.1%、女性が96.7%。

② 育児短時間勤務の取得割合は、男性は0.2%、女性は1.7%。

・地方公務員(平成28年度)と比較すると、育児休業と育児短時間勤務の取得率が高い状況が見られる。

### ○介護休暇等

・介護休暇取得状況は、男性が273人、女性1,003人、合計1,276人。

・介護時間取得状況は、男性が37人、女性116人、合計153人。

### 平成29年度に新たに育児休業等を取得可能となった職員の取得状況

(単位:人)

| 区分           | 教育職員          |                   |                   | (参考)地方公務員の状況(28年度) |                   |                   |
|--------------|---------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|              | 男性職員          | 女性職員              | 合計                | 男性職員               | 女性職員              | 合計                |
| 新たに取得可能となった者 | 15,397        | 18,436            | 33,833            | 59,721             | 40,361            | 100,082           |
| 育児休業         | 327<br>(2.1%) | 17,824<br>(96.7%) | 18,151<br>(53.6%) | 1,594<br>(2.7%)    | 37,963<br>(94.1%) | 39,557<br>(39.5%) |
| 育児短時間勤務      | 24<br>(0.2%)  | 318<br>(1.7%)     | 342<br>(1.0%)     | 17<br>(0.03%)      | 523<br>(1.3%)     | 540<br>(0.5%)     |
| 部分休業         | 15<br>(0.1%)  | 393<br>(2.1%)     | 408<br>(1.2%)     | 123<br>(0.2%)      | 1,714<br>(4.2%)   | 1,837<br>(1.8%)   |

※( )は、新たに取得可能となった者に対する取得者の割合を示す。

※育児短時間勤務は、任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、①1日当たり3時間55分勤務、②1日当たり4時間55分勤務、③週3日勤務、④週2日と1日のみ3時間55分勤務、⑤その他条例で定める勤務形態を選択して勤務することができる制度。

※部分休業は、任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日当たり2時間まで勤務しないことができる制度。